

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、○年○月○日、A会社（以下「会社」という。）にスタッフエンジニア（以下「SE」という。）として雇用され、同年○月○日、製造現場を経験するため教育生としてB所在の会社C（以下「事業場」という。）に配属された。被災者は、同月○日からは事業場D課の所属となり、○年○月○日、事業場E課に異動し、製造技術検討業務に従事していた。なお、被災者は、○年○月からはSE育成教育の一環として、F（以下「検討課題」という。）を担当し、異動後も引き続き上記検討課題を行っていた。
- 2 被災者は、○年○月○日、G医療機関に受診し「適応障害」と診断され、同日午後には上司との面談等を経て、翌日から通常勤務を行い、同年○月後半から○月前半までの期間、D課に応援に行き、同期間終了後、E課において技術検討業務を再開していたところ、同年○月○日、会社寮自室で縊死しているところを発見された。死体検案書には、「直接死因：縊頸、死因の種類：窒息」と記載されている。請求人によると、被災者は、仕事の悩みからうつになり、上記医療機関に受診し、上司に受診結果を告げ、上司から面談や助言を受けて同月○日まで仕事を続けるも、同月○日及び同月○日に意気込みと責任感について叱責等され、同月○日、自殺に至ったものであるという。
- 3 本件は、請求人が、被災者の精神障害の発病及び死亡は業務上の事由によるものであるとして遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を

不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

（略）

- 2 原処分庁

（略）

### 第4 争 点

被災者の精神障害の発症及び死亡が、業務上の事由によるものであると認められるか。

### 第5 審査資料

（略）

### 第6 理 由

- 1 当審査会の事実認定

（略）

- 2 判断の要件

（略）

- 3 当審査会の判断

- (1) 請求人は、被災者が本件疾病を発病した時期について、○年○月○日であると述べているが、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、○年○月○日付けの意見書において、被災者が主治医を受診した際の間診票や当該主治医の意見を基に、○年○月下旬に「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断している。当審査会としても、被災者の症状の発生及び心療内科を受診した時期等からみて、専門部会の意見を妥当なものであると判断する。
- (2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226号第1号。以下「認定基準」という。）のとおりであり、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づき検討する。

- (3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は見受けられない。
- (4) 請求人は、評価期間中の業務による心理的負荷をもたらした出来事として、①D課からE課に異動したことにより不安を抱いたこと、また、同異動により直勤務（2交代勤務）から日勤（通常勤務）に変わったこと、②自己研鑽とされている時間を含め、サービス残業が増えたこと、③公式の場での発表を強いられたことを主張しているため、以下検討する。
- (5) まず、被災者がD課からE課に異動したことについて、Hは、要旨、「会社では入社1年目にD課で経験を積み、2年目にE課に異動する流れとなっており、他の職員も同じように異動している。」と述べており、特に被災者について特別な事情があったとは認められない。E課での仕事について、Iは、要旨、「E課に来て急に日勤のスタッフとしてパソコンの前で頭を使う仕事に変わるので、E課の職場に慣れるのに苦労をするというのはあると思う。」と述べ、また、Jも、被災者がE課に異動した当初において、「業務に手詰まっているように感じた。」と述べており、被災者が、異動当初において慣れない業務に戸惑っていた可能性はあるものと推認し得る。もっとも、被災者について、他の同期の職員と比較して特段に何か課題が与えられたという事実は確認されず、また、一件記録を精査すると、E課に転属してからの会社教育は十分に準備されていたと認められるところであり、同出来事を、認定基準別表1の具体的な出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみて検討するも、その心理的負荷の強度は「弱」であると判断する。なお、D課からE課に転属したことにより、直勤務（2交代勤務）から日勤（通常勤務）に変わったことについては、むしろ身体的負荷は軽くなったと判断し得るものであり、配置転換によって生じた心理的負荷であるとは判断し得ない。
- (6) 次に、評価期間中の労働時間についてみると、原処分庁は、被災者の労働時間について労働時間集計表のとおり認定し、D課に勤務していた際には、交代勤務による不規則な側面はあったものの、1か月あたり45時間以上になっていないとしている。また、E課に配置転換した〇年〇月については、前月に比べ33時間31分増加しているものの、1か月あたり45時間を超えるものではないと判断している。当審査会としても、同認定は、被災者の業務実態を十

分に斟酌して算定されたと評価できるものであり、妥当であると判断する。なお、請求人は、自己研鑽とされている時間も労働時間と判断されるべき旨を主張することから、当審査会において、当該自己研鑽として与えられていた検討課題について精査するも、その内容はあくまで職業能力を引き上げるための一般的な学習課題であると認められるものであり、直接の上司や同僚の申述をみても、無理な課題であったとはいえ、業務であったとは判断し得ないことから、労働時間であるとは判断できない。

(7) さらに、公式の場での発表を強いられたことについて、被災者は、D課所属であった〇年〇月〇日に、それまでの1年間に同課で修得した内容を課内の数名の上司の前で発表するという機会があったことは事実であるが、同発表会は、それまでに学んだことを確認する機会であったと認められるところ、Kは「負担になるものではない。」と述べ、Lも「被災者であれば1時間程度もあればできるもの。」と述べており、また、当審査会において一件記録を精査するも、請求人が同発表を大きな負担に感じていたと推認し得る証拠ないしは証言を確認することはできなかった。同発表会は、新入社員に対して等しく行われていたものであり、被災者の発表内容については、むしろ上司から褒められていたという事情を勘案すると、被災者が本件疾病を発病する理由となる心理的負荷になったとはおよそ判断できないものである。

(8) なお、請求人は、〇年〇月頃に被災者がメールによって上司よりひどく叱責された事実があること等を主張するところ、上記(1)のとおり、被災者が本件疾病を発病した時期は、その4か月も遡る時期であることから、同事実があったとしても、被災者の発病に影響を与える出来事であるとは判断できない。しかし、請求人は、同事実を強く訴えることから、被災者の本件疾病を増悪させた「特別な出来事」に当たるかを検討した。すると、同年〇月〇日から同月〇日にかけて、Mが被災者に対してメールで指導を行い、その際に「何故できないのですか?」といったやや強い文面等が見受けられることは事実であるも、Nは、「これをHから言われる前に被災者のことを考えてMがアドバイスをしたものである。」と述べており、実際、被災者は同アドバイスを受けて自ら業務ノートに掘り下げた内容を記載しており、これを拒否ないし嫌悪するがごとき状況は見受けられないものであることから、当審査会としては、同出来事について、「生死に関わるような極度の苦痛」等とされている認定基準別表1の

「特別な出来事」に該当しないことは明らかであると判断する。

(9) 業務以外の要因及び個体側要因について、特記すべきものは認められない。

(10) 上記のとおり、評価期間における業務による心理的負荷をもたらす出来事は、その総合評価が「弱」となる出来事が1つ認められるものの、その心理的負荷の全体評価は「強」には至らないことから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

#### 4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。